

エコマーク商品類型 No.131 「土木製品 Version1.10」

認定基準の軽微な改定について

H.造園・緑化材

○改定の理由

造園緑化材の対象となっている製品には鋼材、アルミなどの金属部品を含む製品が多いが、製品中の有害物質の溶出・含有が基準化されており、金属についても基準が適用される。しかし、土壤汚染対策法施行規則を金属に適用するのは試験機関からも問い合わせが多く、適切とはいいがたい面がある。また、土木製品の基準中でも鉄鋼建材などでは有害物質の規定がない対象があるなど、金属の試験には申請者から疑問視する意見が多い。しかし一方で、金属単体でみると鋼材やアルミなどは土壤汚染対策法の含有基準値以上に鉛などを含むものや、めっきなど施されたものも多い。そのため、金属部品の使用が考えられる対象の製品について、重金属の溶出については適用除外とし、含有については他の試験方法による代替方法をとることとする。なお、併せてスラグ類を再生材料の対象としているものについては、JISK0058-1/2 による試験方法でもよい旨を追記する。

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

(39)製品中の有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適合すること。ただし、本項目は鋼材など金属部分については適用しない。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1により試験を行うことを可とする。

【証明方法】

第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。

(40)製品中の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、ヒ素、水銀に関する含有量基準に適合すること。ただし、鋼材など金属部分については、他の試験方法等により確認することでもよい。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-2により試験を行うことを可とする。

【証明方法】

第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。金属については、製造事業者等による試験結果、成分表などにより証明することでもよい。

→以下についても同様に改定する。金属の要件：コンクリート製品・上下水道材（鉄筋）、

道路標識用材、仮設材、港湾用材。スラグ試験追記：コンクリート製品、上下水道材、道路標識用材、仮設材、港湾用材、再生路盤材、ドレーン材・埋戻材、緑化基盤材、地盤改良材。

M.橋梁・河川・港湾用材

○改定の理由

追加提案のあった農業用水路の補修パネルを追加する。これにあわせて、防げん材・ゴム製タラップの2項目(84)・(88)についても(84)に一括整理し、再生材料中の有害物質についても懸念されるため、有害物質の溶出基準項目（造園緑化材と同じ）新たに追加する。

表 1 対象製品

対 象 名	
橋梁・河川・港湾用材	(105)水路補修パネル

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

(84)防げん材・ゴム製タラップについては、H.造園・緑化材表4および表5に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の70%以上であること。且つ、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が100%であること。

水路補修パネルについては、H.造園・緑化材表4および表5に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の50%以上であること。

表4のC区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、「建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）」に基づく高度安定処理、焼成または熔融固化されていること。

【証明方法】

付属証明書に全ゴム中の再生ゴムの質量割合を記載し、原料事業者などの発行する原料および前処理証明書を添付すること。再生材料供給事業者の発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、配合率をそれぞれ付属証明書に記載すること。

~~(88)防げん材・ゴム製タラップは、H.造園・緑化材表4および表5に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の70%以上であること。~~

~~【証明方法】~~

~~再生材料供給事業者の発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、配合率をそれぞれ付属証明書に記載すること。~~

(85) 防げん材、ゴム製タラップ、水路補修パネルの製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適

合すること。ただし、本項目は鋼材など金属部分については適用しない。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1 により試験を行うことを可とする。

【証明方法】

第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。

その他改定事項

★建築解体の石膏ボードの分別・除去の方法についても確認するよう、該当の基準項目に明記する。

(37)(112)製品は、アスベストを含有しないこと。

建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードをリサイクルした製品は、アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること。なお、除外するべき具体的な廃石膏ボードは、「石膏ボード製品におけるアスベストの含有について」（社団法人 石膏ボード工業会）および、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議）などを参考に選定すること。

石膏ボード加工製品の製造工場や新築工事現場で廃棄された石膏ボードのみをリサイクルした製品は、再生材料にアスベストが含有していないので、分析を行う必要はない。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目の適合状況を記入すること。アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去している場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。なお、分析調査による判定の場合は、トレモライト等6種の石綿が0.1%を超えて含有しないことを平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」で示されている「JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(2008)などに準拠する方法によること。

改定日：2008年8月21日